

重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

指定小規模多機能型居宅介護 能美市指定

寺井の家

改訂 2025 年 4 月 1 日

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
当事業所の概要、サービスの内容、契約の内容などご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目次

- 1、 事業者
- 2、 事業所の概要
- 3、 事業実施地域及び営業時間
- 4、 職員の配置状況
- 5、 事業所が提供するサービスと利用料金
- 6、 苦情の受付について
- 7、 運営推進会議の設置
- 8、 協力医療機関等
- 9、 非常災害対策
- 10、 サービス利用にあたっての留意事項
- 11、 個人情報の取り扱い
- 12、 個人情報の取り扱い方法（同意説明書）
- 13、 介護サービス利用の同意書
- 14、 ホームページ及び広報誌等への写真の使用に係る同意書

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」または「要支援」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1、 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 公益社団法人石川勤労者医療協会 |
| (2) 所在地 | 石川県金沢市京町 20 番 3 号 |
| (3) 電話番号 | 0 7 6 - 2 5 2 - 0 5 9 0 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 島 隆雄 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 28 年 2 月 25 日 |

2、 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所
平成 21 年 9 月 1 日指定
能美市指定 |
|------------|--|

(2) 事業所の目的

ご利用者をご自宅を中心とし、住みなれた地域で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を行うため、介護保険法令に則った通いサービス、訪問サービス

及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスを提供することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 寺井の家（てらいのうち）
(4) 所在地 石川県能美市寺井町ソ168番地
(5) 電話番号 (0761) 57-3039
(6) 代表者 澤口 智人
(7) 管理者 森本 美緒子

(8) 事業所の運営方針

- ① ご利用者の心身の状態に応じた最適な介護及び機能訓練サービスを提供します。
- ② ご利用者の心身機能の維持向上を図り、自立した豊かな日常生活を営むことができるよう支援します。
- ③ ご利用者の社会的孤立感の解消に努めます
- ④ ご家族の心身の負担を軽減します。
- ⑤ 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、住み慣れた地域での暮らしを支援します。

- (9) 開設年月日 平成21年9月1日

- (10) 登録定員 25人
(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員5人)

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備を用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は、基本的に個室です。

居室・設備の種類		数	面積	居室・設備の種類	数	面積
宿 泊	個室	5	42.5 m ²	居間兼食堂	1	68.6 m ²
	合計	5	42.5 m ²	居間（ソファ等）	2	
浴室		1	13.8 m ²	台所	1	8.4 m ²
トイレ		3	9.6 m ²	事務室・相談室	1	11.2 m ²

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
能美市内地区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日（祝祭日含む）8時～20時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日（祝祭日含む）20時～8時

4 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の者を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1、管理者	1人	0人	事業内容の調整
2、介護支援専門員	1人	0人	サービスの調整・相談業務
3、看護職員	0人	2人	健康チェック等の医務業務
4、介護職員	3人	4人	日常生活の介護・相談業務

《主な職種の勤務体制》

職種	勤務体制	
1、管理者	通常の勤務時間	8：30～17：00
2、介護支援専門員	通常の勤務時間	8：30～17：00
3、看護職員	通常の勤務時間	8：30～17：00
4、介護職員	通常の勤務時間 夜間の勤務時間 その他、ご利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。	8：30～17：00 16：30～9：30

5 事業所が提供するサービス

(1) 介護サービスの概要

ア 通いサービス

事業所のサービスにおいて、食事、入浴及び排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を提供いたします。

① 食事

ご利用者の嗜好を考慮して食事の提供をいたします。その方の自立支援に配慮し、必要に応じて食事の介助等も行います。

② 入浴

入浴または清拭を行ないます。ご利用者の身体の状態に応じて、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行ないます。

③ 排泄

ご利用者の状況に応じて、適切な排泄の介助を行なうとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

ご利用者の心身の状態に応じ日常生活動作の中で機能訓練を行い、身体機能の低下を防止できるよう支援します。

⑤ 健康チェック

血圧測定等ご利用者の全身状態の把握を行ないます。

⑥ 送迎サービス

自宅と事業所間の送迎を行います。

イ 訪問サービス

- ・ ご利用者の自宅にお伺いし、日常生活上の支援を行います。また、ご利用者に寄り添い話を聞く事で信頼関係を築いていきます。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話やご利用者に寄り添い、話を聞きゆっくり過ごしていただきます。

当事業所では、介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 看護職員以外による医療行為
- ② ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④ その他ご利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

(2) サービス利用料金

通い・訪問・宿泊等全てを含んだ1ヶ月単位の包括費用（定額）です。

ご利用者の介護度に応じたサービス利用料金とその他の費用です。

別紙の料金表で説明します。

月ごとの包括費用ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた利用日数に増減が生じた場合であっても、その費用を日割計算するものではありません。

但し、月途中からの登録の場合または月途中での登録終了の場合、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・・・・ご利用者が当事業所とご利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・・ご利用者が当事業所と利用契約を終了した日

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の自己負担分額を変更します。

(3) ご利用料金の支払い方法

自動口座引き落としとしてお願い申し上げます。当事業所にて手続きや手数料の支払いをいたしますので、ご利用者への手数料等の負担はございません。

自動口座引き落としは、月末〆切によりご請求の上、翌月 22 日（22 日が休日の場合翌営業日）に自動引き落としされます。

(4) ご利用の中止、変更、追加

- ①ご利用予定日以前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

- ②介護保険給付の対象となるサービスについては、利用料金は 1 ヶ月ごとの包括費用（定額）である為、サービスの利用回数等に変更があった場合でも 1 ヶ月の利用料は変更されません。介護保険給付の対象外のサービス（食事代等）については、ご利用予定日に前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、料金をお支払いいただく場合があります。

- ③サービスのご利用変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定めるとともに、その実施状況の評価を行います。計画の内容は書面に記載してご利用者に説明の上、交付します。

(6) 入院時及び遠方への静養時の対応

ご利用者が、病状悪化の為入院、または静養を行う場合には、原則としてご利用者の申し出により中途解約を行うことはできます。しかし、入院や静養の期間が短期間の場合、中途解約を行わず再度、小規模多機能型居宅介護サービスを受けることも可能です。

ただし、30 日以上連続で、小規模多機能型居宅介護サービスを提供できない場合は、やむを得ずご利用契約を解約させていただくこともあります。

6 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- | | |
|----------|-----------------------|
| ○苦情受付窓口 | 介護支援専門員 松原 秀平 |
| ○受付時間 | 毎週月曜日から金曜日 9:00～17:00 |
| ○連絡先 | TEL 0761 (57) 3039 |
| ○苦情解決責任者 | 管理者 森本 美緒子 |

(2) 行政機関その他苦情受付機関

能美市健康福祉部 保険年金課	石川県能美市来丸町 1110 番地 TEL 0761 (58) 2236 FAX 0761 (58) 2293
石川県国民健康保険 団体連合会	石川県金沢市幸町 12 番 1 号 TEL 076 (261) 5191 FAX 076 (261) 5148
石川県社会福祉協議会 (福祉サービス苦情相談センター)	石川県金沢市本多町 3-1-10 TEL 076 (234) 2556 FAX 076 (234) 2558

7 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受ける為、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉	
構成：利用者又は利用者の家族、市町村職員もしくは地域包括センター職員、地域住民の代表者、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者	
開催：2 ヶ月ごとに開催	
内容：サービス提供状況の報告、評価、要望、助言について	

8 協力医療機関等

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関等を協力機関として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関・施設〉	
寺井病院	石川県能美市寺井町ウ 84 番地 TEL 0761 (58) 5500
山上歯科医院	石川県能美市佐野町ヲー13 TEL 0761 (57) 1130
介護老人保健施設手取の里	石川県能美市寺井町ウ 84 番地 TEL 0761 (58) 6616

9 非常災害対策

(1) 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。

また、自衛消防訓練（消化訓練、通報訓練、避難訓練、その他訓練）を年 2 回、ご利用者も参加して行います。

防火管理責任者： 森本 美緒子

〈消防用設備〉

○自動火災報知設備	1 セット	○誘導灯	4 ケ
○自動火災通報装置	1 セット	○消火器	2 ケ
○スプリンクラー			

(2) 地震、洪水等災害発生時の対応

非常災害発生時には、まず、ご利用者の安全確保、及び避難所への速やかな誘導を行います。能美市策定の地域防災計画に従い、別途定める寺井病院・手取の里防災マニュアルに沿って対応を行います。

10 サービス利用にあたっての留意事項

- 現金、貴重品、貴金属の持ち込みはご遠慮ください。
(但し、ご利用者の日常生活上必要なものは、この限りではありません。)
- 持ち物（下着・タオル・杖など）にはお名前をご明記願います。
- 他のご利用者のご迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- 迷惑行為が著しい場合はご利用をお断りする場合があります。

11 個人情報の取り扱い

業務上知り得たご利用者やご家族の情報は、ご利用者へのサービス向上に資する目的での利用の他には、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

また、個人情報取扱いを適正に行うため、別に定める小規模多機能型居宅介護サービス提供における個人情報の取扱い方法をご利用者又はそのご家族に説明し、同意を得ます。

12 個人情報の取扱い方法（同意説明書）

寺井の家（以下「事業所」という。）は、個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報管理責任者として管理者 森本 美緒子を置き、お預かりした個人情報を厳重に管理致します。但し、ご利用者の健康などの心身の管理の為、又はご利用者へのサービス向上に資する為に、下記の目的で第三者にご提示又はご提供させて頂く場合があります。（第三者とはご利用者及びご家族以外をいう）

個人情報の利用目的

小規模多機能居宅介護寺井の家では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔寺井の家内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

13 同意書

◎ 指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項説明を行ないました。

公益社団法人 石川勤労者医療協会

代表者 理事長 島 隆雄

小規模多機能型居宅介護事業所 寺井の家

管理者 森本 美緒子

説明者

◎ 私（利用者・申込者）は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いと共にその内容に同意しましたので、指定小規模多機能型居宅介護サービスの利用を申し込みます

同意日：_____年_____月_____日

利用者：住所 能美市

氏名 _____

代理人：住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係：)

14 ホームページ及び広報誌等への写真の使用に係る同意書

当事業所は、事業活動にとどまらず地域における活動や社会保障制度の改善のための取り組みなどを行っております。事業所の各種活動や取り組みにおいて、広報や宣伝をはじめ広く情報を発信するにあたり、利用者様の写真（顔写真を含む）を使用させていただく場合があります。

別紙2「個人情報の利用目的」において、事業所におけるサービス提供等に関しての個人情報の使用について同意をいただいておりますが、写真は肖像権を含む重要なプライバシーであることに鑑み、別紙2とは別に、本書面において利用者様の写真の使用についての同意をいただきたくお願いいたします。

【写真を使用させていただく場合が想定されるもの】

1. 事業所における利用者様及びご家族様等への通信
2. 事業所のパンフレット
3. 事業所の広報誌
4. 事業所ホームページ

写真を掲載させていただく際には利用者様の氏名が特定されないように配慮いたします。

同意をいただいた利用者様の写真を使用する際に、写真使用の同意をいただいていない方が含まれる場合は、同意をいただいていない方が特定されないように加工するなどの配慮をいたします。

本書面の同意の有無は、事業所のサービス利用契約及びサービス提供に影響を与えません。

同 意 書

事業所の通信、パンフレット、広報誌、ホームページ等での写真使用について
(同意します ・ 同意しません)

年 月 日

(利用者) 氏 名 _____

(代理人) 氏 名 _____ 続柄 () _____